

このガイドラインは、長野市立長沼小学校（以下、「本校」と記す。）におけるインターネット利用に関して、児童・教職員および保護者の個人情報を保護する必要事項を定めると共に、各関係者に遵守すべき事項等を周知・徹底する目的で定めるものである。

1 ホームページ公開の目的

- (1) 本校の特色を紹介し、教育活動全般について広く理解を得る。
- (2) 児童の学習活動やその成果を公開し、広く意見を仰ぎ、今後の教育活動に生かす。
- (3) 児童の学習における情報発信・情報収集・情報交換の手段として活用する。
- (4) 児童・教職員・保護者・地域住民をはじめ、国内外の人々との交流を図る。

2 情報公開についての重要事項

(1) 人権及び著作権の尊重

- ①情報発信については、正確性を確保し、個人情報の保護、著作権の尊重、人権の尊重などの見地から適切なものであるように留意する。
- ②児童の作品はそれぞれ個々の著作物であることを明確にし、その取り扱いに留意する。
- ③著作物の利用に際しては、例えば著作権のある画像・文章・音楽等、著作権者の了解を得る。
- ④児童の写真はできるだけ集合写真などを使用し、個人が特定できないようにする。
- ⑤児童の名前は原則として実名は記載しない。教育上の必要から実名を使う必要がある場合は必ず本人と保護者の承諾を得る。

(2) 個人情報発信の基準

- ①法令に従い、校内で十分基準について検討する。
- ②児童及び保護者、あるいは関係者等の生命・財産に危険を及ぼし、人権を侵害される恐れのある情報は発信しない。

(3) 個人情報掲載の許可

教育上、個人情報の掲載が必要不可欠であると考えられ、個人が特定できる写真（児童の肖像権）を掲載する場合は、児童本人及び保護者の了解を得る。

(4) 収集した個人情報の扱い

ホームページやメールで収集した中に含まれる個人情報についても、相手の人権を尊重して取り扱い、保管には十分留意する。

(5) 情報閲覧の制限

学校の方針において、児童の閲覧に不適切と判断される情報に対し、情報受信の制限を設ける。但し、その際学年の発達段階や学習内容等の教育的効果を十分考慮する。

(6) その他

- ①ホームページで必要と認めるときは、本校の著作権を主張する旨を明記し、画像等の複製・加工・転用を禁止する。
- ②サイト利用の際に生じた損害については、管理者は一切負わない。利用者の自己責任の範囲で利用する。
- ③個々のページ作成と更新は管理者が行う。
- ④個人の中傷など情報モラルの遵守を徹底する。
- ⑤教職員の私的なホームページでは、児童の個人情報や学校の名前で情報を掲載することはできない。
- ⑥電子メールへの署名は、送付先が確定し、安全性が確保できる場合に限り、氏名での表記を行う。但し、教育上特に必要とされる場合は、協議の上、表記できるものとする。

3 ホームページのリンク

- (1) 本校ホームページへのリンクは、営利を目的とせず、法規・良識の範囲内である場合限り、原則自由とする。但し、リンクを貼る場合については必ず連絡を必要とする。
- (2) 前項の営利・法規・良識に反すると認められるときは、リンク先に対してリンク解除を求めるものとする。
- (3) 本校ホームページから外部のホームページにリンクする場合は、その目的や内容をよく吟味し、リンク先のホームページ作成者に了解を得るものとする。ただし、リンクが自由である場合は、この限りでない。

4 ホームページの運営

(1) 管理責任

本校ホームページの管理責任者は、学校長とする。学校長は、ホームページの正しい管理運営を図るため、必要に応じてホームページ運営委員会（以下、「HP運営委員会」と記す。）を招集して内容等の検討を行う。特に児童が制作したホームページを公開する場合については、児童の発達の特性を考慮し、モラル面、法律面等について教職員が指導を行うと共に、内容を精査し、必要に応じて改変をした後に公開を行う。

(2) 情報の管理

①ホームページにより発信した情報は、HP運営委員会で定期的に監査を行い、第三者による書き換え等生じないよう厳密に管理する。

②掲載内容の定期的な更新に努める。

(3) 発信内容の訂正及び削除

①本人もしくは保護者から発信内容の訂正や取り消しを受けた場合、速やかに発信内容を変更する。

②教育委員会やその他の組織・団体、または個人から学校の発信内容に指摘を受けた場合、速やかに適切な処置をとる。

③ホームページに掲載した情報は、その目的が達成されたと判断できる時点で速やかに掲載を終了する。

5 ガイドラインの改訂

(1) 本ガイドラインの改正については、HP運営委員会で検討し、更に職員会議で協議し、学校長が承認したものについて改正を行う。尚、保護者の同意が必要な場合は、PTA代議員会の同意を持ってこれにあてる。

(2) 本ガイドラインは、ホームページ上にも明記するものとする。